

【令和7年12月2日以降は現行の健康保険証が使用できなくなります】

以前よりお知らせしていたとおり、令和7年12月2日以降は現行の健康保険証が廃止され使用できなくなり、「マイナンバーカード保険証（健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード：以降はマイナ保険証）」の利用が原則となりますので、被保険者の方だけでなく、ご家族（被扶養者）の方にも次のとおりご対応頂きたく、周知願います。

記

1.すでにマイナ保険証で受診されている方

引き続きマイナ保険証を利用して下さい。

2.現行の健康保険証で受診されている方

(1)マイナ保険証は持っているが、利用していない方

現在、当健保組合の加入者のうち70%以上の方がマイナ保険証を持っていますが、実際に使用しているのは、そのうちの半数にも達していません。次回通院時よりマイナ保険証での受診をお願いします。

(2)マイナンバーカードは持っているが、健康保険証の利用登録を行っていない方

速やかに健康保険証の利用登録を行って下さい。スマートフォン・パソコンの「マイナポータル」アプリやセブン銀行ATM等で簡単に登録ができます。

(3)マイナンバーカードを持っていない方

マイナンバーカードの作成、健康保険証利用登録をご検討下さい。

3.「資格確認書」の一斉交付

令和7年10月20日時点の当健保組合の調査で、マイナ保険証を持っていない方（上記2.(2)(3)該当者及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方）には、代替証明書として、12月2日から使用可能な「資格確認書」（紙製・はがきサイズ）を作成しました。昨日発送しましたので、各事業主経由でお受け取り下さい。

[注意事項]

- ①国の方針に則して、マイナ保険証を持っている方には原則として資格確認書を発行しませんが、特段の理由により必要な場合には、「資格確認書(再)交付申請書」に具体的な理由を記入し申請して下さい。
- ②個人単位で作成・交付しますので、同一世帯の中でも交付される方、交付されない方が混在しています。
- ③10月20日以降にマイナ保険証を取得された場合には、証明書の二重取得となりますので、不要となる資格確認書は、お手数をお掛けしますが当健保組合まで返却して下さい。
- ④マイナ保険証をすぐに取得することが難しい新生児には、「被扶養者異動届」（扶養増）が提出された時点で、希望の有無にかかわらず作成・交付します。
- ⑤資格確認書の有効期限は最長5年間で、紛失等による再発行手数料は従来の保険証同様に1,000円/枚です。「資格確認書(再)交付申請書」に始末書を添えて申請して下さい。

4.現行の健康保険証について

現行の健康保険証は回収しませんので、令和7年12月2日以降各自で破砕処理をして下さい。

ご不明な点は、当健保組合または各事業所の社会保険担当部署にお問合せ下さい。

三菱製鋼健康保険組合

〒104-0041 東京都中央区新富1-15-4 アルファ新富ビル2階

TEL: 03-6262-8607

<https://www.msmkenpo.jp/>